

佐賀市防災備蓄計画

令和8年4月改め

佐賀市

目 次

1. はじめに	2
2. 備蓄計画に係る基本的な考え方	3
(1) 計画期間	
(2) 備蓄及び支援等の定義	
(3) 想定避難者数	
(4) 人口構成比率	
3. 分散型備蓄の推進	7
(1) 市民備蓄	
(2) 地域備蓄	
(3) 企業備蓄	
(4) 公的備蓄	
(5) 流通備蓄	
4. 備蓄目標	12
(1) 備蓄品目	
(2) 備蓄数量	
(3) 資機材等	
5. 物資の保管、維持管理や輸送	16
(1) 物資の保管、維持管理	
(2) 物資の輸送	
(別紙)	
◆流通備蓄に関する協定一覧	
◆災害相互支援、災害協力に関する協定一覧	
◆支援自販機	

Ⅰ. はじめに

大規模災害の発生時において、市民の生命及び生活を守り、応急対策及び復旧初動期の活動を円滑に行うためには、食料・飲料水・衛生用品等の生活必需物資が、必要な人に、必要な量で、必要な時に届く体制を平時から構築しておくことが不可欠である。

本計画は、災害時の物資供給を「行政が配るもの」から「都市として生活を継続させる仕組み」へと進化させることを目的とし、市民備蓄、地域備蓄、流通備蓄、企業備蓄及び公的備蓄を多層的に組み合わせた佐賀市独自の分散型備蓄体系を構築するための基本方針及び運用の枠組みを定めるものである。

災害発生後の物流の停滞やニーズの集中により、国及び県の支援が本格的に機能するまでには一定の時間を要することが想定される。このため、本市においては、災害発生直後から復旧初動期にかけての生活の空白期間を市全体で支えるため、市民・地域・企業・流通事業者・行政がそれぞれの役割を担う分散型備蓄と物流体制を整備する。

これまで本市では、公的備蓄のみを備蓄目標としてきた。しかしながら、大規模災害の発生時においては、公的備蓄に限らず、市民備蓄、地域備蓄、流通備蓄、企業備蓄などを含めた市全体での対応が必要となる。

このことから、備蓄目標を市全体における備蓄（「地域備蓄」「流通備蓄」「公的備蓄」のうち佐賀市が数量を把握できるもの（防災協定等に提供数が示されているものを含む。）すべての数量を含む。）量に改めることとし、佐賀県が策定している「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」に基づく想定避難者数（登録人口の5%）に準じた3日分以上とする。

基本方針

① 「“持つ” から “つながる” へ — 都市で支える生活継続備蓄」

佐賀市は、家庭・地域・企業・流通・行政が連携し、市民一人ひとりの備えを「都市全体で支える仕組み」へと進化させ、備蓄は個人の努力だけに委ねるものではなく、「まち全体で生活を止めないための社会インフラ」として整備をめざす。

② 「72時間を超えて、暮らしを守る備え」

佐賀市の備蓄は、単なる発災直後の応急対応にとどまらず、避難生活の長期化を前提とした生活継続型備蓄へ転換する。発災後72時間を超えても、「食べられる・眠れる・清潔に過ごせる」という当たり前の暮らしを守る備えの構築をめざす。

③ 「備蓄を“数”で守る — 見える化する都市の安心」

佐賀市は、把握可能な備蓄を数値で管理し、必要量・不足量・到達度を誰もが確認できる形で可視化する。「ある・ない」ではなく、「何人を、何日守れるか」を示す都市防災インフラとしての管理をめざす。

2. 備蓄計画に係る基本的な考え方

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 年度～令和 22 年度（2040 年度）までの 15 年間とする。

計画期間中において、5 年ごと（2030 年、2035 年）に計画の見直しを検討するほか、新たな災害被害想定や課題が生じた場合には、その都度検討を加え、修正するものとする。

(2) 備蓄及び支援等の定義

①市民備蓄

市民は、自らの命と生活を守る「自助」の基本として、災害発生直後から公的支援が整うまでの間、家庭内で生活を維持できるよう必要な物資を確保する。

（目標）

各家庭において、最低 3 日間、可能な限り 1 週間分の食料・飲料水・生活必需品等を備蓄する。

（手法）

日常的に利用している食品や日用品を多めに購入し、消費した分を買い足す「ローリングストック」等を活用し、無理のない範囲で在宅避難が可能な環境を整える。

②地域備蓄

地域備蓄とは、自治会、自主防災組織等が主体となり、災害発生直後において地域内の住民の生活を支えるために整備する備蓄をいう。

公的備蓄及び市民備蓄を補完し、支援物資が本格的に届くまでの生活空白期間を地域単位で支えることを目的とする。

佐賀市は、地域における主体的な備蓄活動を支援し、必要な助言及び情報提供を行うものとする。地域は、備蓄状況の把握に協力するとともに、佐賀市が実施する訓練や研修等に積極的に参加するものとする。

（目標）

各種支援が到達するまでの生活を維持するため、発災後 24 時間を地域内で支える備蓄を基本とし、地域の実情に応じて最大 72 時間までの確保を目標とする。

③企業備蓄（事業所での備え）

事業者は、従業員の安全確保及び事業継続（BCP）の観点から、事業所内に留まるために必要な物資を確保するほか、地域の一員として帰宅困難者対策等の社会貢献に努める。

（目標）

従業員数に応じ、施設内待機に必要な食料・飲料水・防災資機材等を備蓄する。

④公的備蓄

市は、市民及び企業による備蓄（自助）を基本としつつ、それらを補完し、災害発生直後の避難者の生命と健康を維持するために必要な物資を確保する。特に、自ら備えることが困難な要配慮者への対応や、発災直後の物資供給体制の構築に重点を置く。

（避難所避難者への対応）

自宅での生活が困難となり、指定避難所へ避難した市民を対象に、国や県からの支援物資が到着するまでの期間（発災後３日間程度）を想定した食料・生活必需品を「公的備蓄」「流通備蓄」「地域備蓄」などに分散して備蓄する。

（要配慮者への重点支援）

乳幼児、高齢者、障がい者、アレルギー対応が必要な方など、一般的な支援物資では対応が難しい「要配慮者」向けの物資（液体ミルク、おかゆ、おむつ等）を優先的に確保する。

⑤流通備蓄

すべての物資を市が在庫として保有するだけでなく、民間事業者との協定等に基づき、災害時に必要な物資を優先的に調達・供給を受ける「流通備蓄」の体制強化を図り、効率的かつ持続可能な備蓄体制を構築する。

⑥災害支援

大規模災害等の発生により、市内の備蓄物資や流通在庫のみでは避難者等の需要を満たすことが困難な場合に備え、近隣自治体や協定締結都市等と連携し、広域的な物資調達・供給体制を確立する。

（周辺自治体等への要請（広域物資調達））

被災による供給能力の低下や、想定を超える物資不足が生じた際は、災害時相互応援協定に基づき、被害を受けていない近隣自治体及び関係自治体（県内他市町、九州市長会等）に対して、速やかに物資の提供及び調達の斡旋を要請する。

（受援体制（受入体制）の整備）

全国の自治体等から送られる支援物資を混乱なく受け入れ、避難所へ迅速に届けるため、広域物資輸送拠点の確保や、荷役作業の人員確保など、円滑な「受援体制」を平時から整備する。

⑦国のプッシュ型支援

発災直後は、通信手段の途絶や行政機能の麻痺により、被災地からの正確な物資要請が困難となることが想定される。そのため、国が被災地からの要請を待たずに、被害状況の推計に基づき必要不可欠な物資を緊急的に輸送する「プッシュ型支援」を受け入れる。

(対象物資)

人命救助及び生命維持に不可欠な物資（食料、飲料水、毛布、簡易トイレ、おむつ、粉ミルク等）。

(市の対応（受入体制の確保）)

国・県から送付される大量の物資を受け入れるため、あらかじめ定めた「広域物資輸送拠点（一次集積所）」を開設し、荷役人員及び機材を配置する。また、避難所へ迅速に分配するための仕分け・配送機能を早急に立ち上げる。

⑧国のプル型支援

避難所の運営が安定し、通信手段等が回復した後は、被災地からの具体的な要請に基づいて物資を供給する「プル型支援」へと移行する。

(対処物資)

避難生活の長期化に伴い必要となる多様な物資（衣類、日用品、衛生用品、アレルギー対応食等）。

(市の対応（ニーズ把握と要請）)

各避難所の在庫状況や避難者の要望を「避難所運営日誌」や「災害情報システム」等を用いて的確に把握・集約し、不足する物資の種類・数量を県に対して具体的に要請（調達依頼）する。

(3) 想定避難者数

想定避難者数（備蓄品の提供を要する避難者数）については、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」に基づき、登録人口の5%として算出する。

（人口：225,391人（令和7年12月末現在））

想定避難者数：11,270人

(4) 人口構成比率

災害発生時に使用する備蓄品については、年齢や性別などニーズの違いを考慮する必要があることから、以下の人口構成比率を用いて、備蓄目標を算出する。

◆人口構成比率表（令和7年12末日）

	男性	女性	合計
0歳	0.28%	0.28%	0.56%
1歳～2歳	0.67%	0.66%	1.33%
3歳～11歳	4.01%	3.77%	7.78%
12歳～50歳	21.02%	20.92%	41.94%
51歳～64歳	8.99%	9.72%	18.71%
65歳～74歳	6.74%	7.72%	14.46%
75歳～	5.72%	9.50%	15.22%

※ 人口：225,391人

※ 世帯数：105,653世帯

3. 分散型備蓄の推進

(1) 市民備蓄

市民備蓄については、各家庭において、災害時に持ち出しできる状態で最低3日分の備蓄を行うよう啓発する。

また、高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料・飲料水・生活必需品等の備蓄を進めるとともに、服用している医薬品の情報が確認できるよう、おくすりノート等の保持に努めるよう広報を行う。

①食料・飲料水

身の回りにあり、すぐ食べられるものを備蓄する。ない場合には以下に留意し、備蓄を行う。

- | | |
|---|--|
| ア | 日頃から使用でき、長期間保存可能な食品を買い置きし、消費期限（賞味期限）をチェックしながら日常生活で利用し、常にストックがあるようにしておく（ローリングストック法） |
| イ | そのまま食べられるか、水や湯を足す程度の簡単な調理で済むもの |
| ウ | 持ち運びに便利なもの |
| エ | 必要最小限のエネルギーや栄養素が確保できるもの |
| オ | 家庭の状況（乳幼児、高齢者、アレルギー、糖尿病等の慢性疾患）に配慮した食料品であること |

◆備蓄の具体例

備蓄に適した食糧の具体例は以下のとおり。栄養バランスや好み、家庭の状況を考慮した上で備蓄を行う。なお、特別に災害用食料を用意しなくても、普段食しているものを活用することで賄うことも可能。

分類	必需品	あればなお良いもの
水	・ 水	・ 給水タンク ・ 給水袋
食料品	・ アルファ化米 ・ レトルトごはん ・ 缶詰 ・ レトルト食品 ・ 栄養補助食品	・ 野菜ジュース ・ 菓子類 ・ 調味料 ・ ゼリー
その他	・ 粉ミルク・離乳食・介護食	・ 液体ミルク

◆備蓄食品の選び方

- | | |
|---|-----------------|
| ア | ふだんの自分が食べられるか |
| イ | お湯や水がなくても食べられるか |
| ウ | 3日間、ちゃんと動ける栄養か |
| エ | 同じものばかりになっていないか |
| オ | 6か月以上保管できるか |

②生活必需品

生活を行う上で必要と考えられる物資については、平常時から使用しているものを活用するとともに、すぐに持ち出せるよう保管場所等についても考慮する。

分類	必需品	あればなお良いもの
調理用具	・カセットコンロ ・カセットボンベ ・紙皿 ・紙コップ ・缶切り	・ラップ ・アルミホイル ・ビニル手袋
衛生品	・簡易トイレ ・ゴミ袋 ・トイレットペーパー等 ・消毒液 ・マスク ・哺乳瓶 ・洗面用具 ・口腔ケア用品 ・おむつ類 ・生理用品	・化粧品 ・マウスウォッシュ ・ドライシャンプー
薬品等	・常備薬 ・お薬手帳	
日用品	・懐中電灯 ・乾電池 ・ロープ ・ライター・ガムテープ ・軍手	・使い捨てカイロ ・新聞紙 ・ランタン
衣類等	・上着 ・下着 ・靴下	・タオル類 ・防寒着 ・毛布
その他	・モバイルバッテリー	

③災害用トイレ

上下水道施設の建物被害や配管被害等により断水が生じた場合、トイレの使用が困難な状況になることが想定される。また、過去の災害においては、トイレ共用への抵抗感から、トイレの使用が敬遠され、体調を崩されるケースも見られた。そのようなことから、災害用の簡易トイレ（個人・家族専用）の備蓄を推奨する。

簡易トイレ	・1人あたり1日につき約5枚×家族の人数分×3日分以上
トイレ消耗品	・汚物処理袋・脱臭剤・凝固剤・厚手のごみ袋

④医薬品等

家庭にある常備薬や救急医薬品等については、平常時から数量や使用期限等の確認を行う。また、個別に必要なものについては、平常時から管理し、すぐに持ち出せるような保管方法の対策を講じる。

⑤市民備蓄（備蓄食料）の方法について

ローリングストック法を活用し個人備蓄に努めることとする。

◆ローリングストックとは

防災のために特別なものを用意するのではなく、できるだけ普段の生活の中で利用されている食品を多めに備蓄し、いざという時のために備え、備蓄した食品を定期的に消費し、食べた分だけ買い足していくもの。常に新しい常備食が備蓄されている状態で、消費期限切れの心配もないため、安心して備蓄を行えるものとなっている。

◆ローリングストックのポイント

ア) 古いものから使う

備蓄する食品が古くなってしまわないよう、消費の際には必ず一番古いものから使うようにする。新しいものを右側に配置し、左側の古いものから使っていく、というようにそれぞれに合った備蓄方法で上手に循環させることが重要。

イ) 使った分は必ず補充する

ローリングストックでは、備蓄品としてストックしているものはいつ食べても構わない。ただし、消費した量を必ず買い足す必要がある。補充を怠ったタイミングで災害が発生する可能性もあるため、消費した分の補充は、使用した直後に行うことが重要。

ウ) カセットコンロは必需品

ローリングストックで日常の食品を多めに準備しておいても、災害時はガスや電気、水道などが止まり、食材を調理できないことが想定される。ローリングストックでは、非常時用の保存食だけを備蓄しているわけではないので、それらの備蓄品を活かすためにも、カセットコンロとガスボンベが必需品となる。

(2) 地域備蓄

地域備蓄は、市・個人・事業者による備蓄を補完し、災害発生直後から復旧初動期にかけての「生活維持の最後の空白」を埋めるものとして、自治会・自主防災組織等の地域単位で整備・維持・運用される備蓄をいう。

①地域の役割

地域は、地域備蓄を保管、点検、更新するほか、平時の訓練等において使用し、災害への備えを進める。また、災害発生時においては、公的支援が行き届くまでの間、地域備蓄の運用を主体的に行い、初動対応を担う。

②地域活動のモデル

平時	・ 備蓄の保管・点検・更新、配布訓練の実施 ・ 備蓄数量の報告 ・ 研修会等への参加
発災直後	・ 要支援者への優先配布、安否確認
初動期	・ 市支援までの 72 時間の生活維持
復旧初期	・ 市・支援団体への需要情報提供

(3) 企業備蓄

企業備蓄とは、事業所が自らの従業員、来訪者、取引先等の事業所内滞留者の生命と生活を守ることを目的に確保する備蓄をいう。

(4) 公的備蓄

公的備蓄とは、佐賀市が災害対策基本法及び災害救助法に基づき、市民の生命及び最低限度の生活を維持するために整備する、多層的な地域防災備蓄体系の中核となる基準備蓄をいう。

①物資の購入及び更新

社会的なニーズの変化に対応するとともに、保存状況や衛生面を考慮しながら、計画的に購入する。また、備蓄目標の設定の有無にかかわらず、物品管理を徹底し、汚損、破損等により欠品が生じた場合には、必要数量を補充し、適切に更新する。

②物品の選定

購入品の選定については、部局を横断した物品選定委員会を招集し、協議、検討を行うものとする。

③物資の有効活用

物品の更新期限の6か月前を目途に、自治会、自主防災組織等の要望による配布やフードバンク等への提供、市施設等での活用などを行い、物資を有効に活用する。

(5) 流通備蓄

流通備蓄とは、佐賀市内に立地する卸売業者、小売業者、物流事業者、製造業者等が、通常の事業活動における在庫・流通網を活用し、災害時に市民の生活物資供給を継続することを目的として確保される備蓄をいう。

①流通備蓄における企業の役割

生活継続インフラ機能	食料・飲料水・衛生用品・簡易医薬品・燃料等を、市の要請に応じて優先供給する。
分散供給機能	市内に分散立地する店舗・倉庫・配送拠点を活用し、道路寸断時にも“点と点で供給が起動できる分散型補給網”を形成する。
即応起動機能	市と事前協定により、「発災直後からの優先出庫」「市指定避難所への直送」を可能とする。

②新たな流通備蓄（ランニングストック方式）

流通備蓄（ランニングストック方式）とは、佐賀市と市内流通事業者が協定を締結し、通常の商品流通の中に「災害時優先供給分」をあらかじめ内包させておく備蓄方式をいう。市は、新たな流通備蓄体制を確立するため、すでに協定を締結している企業等との内容の見直しのほか、新たな企業等との協定締結等を進める。

即応供給機能	発災直後から、「食料」「飲料水」「衛生用品」「簡易トイレ」等を、市の要請に基づき在庫から直接供給できる初動供給線として機能する。
分散冗長機能	市が新たに倉庫を建設・拡張することなく、民間在庫をそのまま“市の防災備蓄量”として算入できる量的拡張装置となる。

4. 備蓄目標

備蓄目標は、佐賀市全体の備蓄目標として、「想定避難者数（登録人口の5%）に対応する3日分」とする。

「佐賀市全体の備蓄」には、「地域備蓄」「流通備蓄」「公的備蓄」のうち佐賀市が数量を把握できるもの（防災協定等に提供数が示されているものを含む。）すべての数量を含むものとする。

(1) 備蓄品目

備蓄品目については、食料・飲料水、毛布、簡易トイレ等の生活必需品について、本市の年齢や性別等の構成によるニーズの違いを考慮して、以下のものを備蓄品目とする。なお、食料・飲料水については、惨事ストレスに伴う「食」の変化や食物アレルギー、宗教上の理由に配慮した物品の備蓄を一定数行うこととする。

①食料・飲料水

- ア 食料（液体、半固形、固形食）
- イ ミルク類（粉ミルク、液体ミルク）
- ウ 飲料水（保存水）

②生活必需品

- ア 哺乳瓶
- イ 紙おむつ（大人用）
- ウ 紙おむつ（子供用）
- エ 生理用品
- オ トイレ（本体）
- カ トイレ（消耗品）
- キ トイレットペーパー
- ク 毛布類
- ケ マスク
- コ 手指消毒液

③その他

- ア ベッド類
- イ パーティション類

(2) 備蓄数量

備蓄数量については、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」において示されている算定式または独自の算定式を用いて、必要数量（目安）以上となるよう算出している。

①食料・飲料水

ア 食料（液体、半固形、固形食）

想定避難者数×人口に占める 0～2 歳以外の割合×3 食×3 日分

$$11,270 \times 0.9811 \times 3 \times 3 = 99,512.97 \div 99,513 \text{ (食)}$$

〔分類別の割合の目安〕

固形食：60%（うちアレルギー等対応食 6%）

液体・半固形食：40%（うちアレルギー等対応食 4%）

イ ミルク類（粉ミルク、液体ミルク）

想定避難者数×人口に占める乳児（0～2 歳）の割合×必要量（1 日 1,000 ml）
×3 日分

$$11,270 \times 0.0189 \times 1,000 \times 3 = 639,009 \text{ (ml)}$$

〔分類別の割合の目安〕

液体ミルク：10%

粉ミルク：90%（うちアレルギー対応 9%）

※1,000 ml のミルクを作るために必要な粉量は 125 g

ウ 飲料水（保存水）

想定避難者数×3 リットル×3 日分

$$11,270 \times 3 \times 3 = 101,430 \text{ (ℓ)}$$

②生活必需品

ア 哺乳瓶

想定避難者数×乳児（0～2 歳）の割合×10 個×3 日分

※使い捨て哺乳瓶の場合で算出

$$11,270 \times 0.0189 \times 10 \times 3 = 6,390.09 = 6,391 \text{ (個)}$$

イ 紙おむつ（大人用）

想定避難者数×要介護 3 以上の割合×5 枚×3 日分

$$11,270 \times 0.0134 \times 5 \times 3 = 2,265.27 \div 2,266 \text{ (枚)}$$

※要介護 3 以上認定者の人口に占める割合：1.34%

ウ 紙おむつ（子供用）

想定避難者数×乳幼児（0～2 歳）の割合×5 枚×3 日分

$$11,270 \times 0.0189 \times 5 \times 3 = 3,195.05 \div 3,196 \text{ (枚)}$$

エ 生理用品

想定避難者数×必要な人（12～50歳の女性）の割合×必要な日数の割合×7個×3日分

※必要な日数の割合＝7日/28日＝0.25

$11,270 \times 0.2092 \times 0.25 \times 7 \times 3 = 12,377.84 \div 12,378$ （個）

オ トイレ（本体）

想定避難者数×トイレを必要とする者の割合×1セット/50人

※50人あたり1セット

※トイレを必要とする者の割合＝（1-紙おむつを必要とする者の割合）

※紙おむつを必要とする者の割合は「②生活必需品」イ、ウに示す割合

$11,270 \times 0.9677 \times 1/50 = 218.11 \div 219$ （セット）

カ トイレ（消耗品）

想定避難者数×5セット×3日分

$11,270 \times 5 \times 3 = 169,050$ （セット）

キ トイレットペーパー

想定避難者数×4ロール/100人×3日分

$11,270 \times 4/100 \times 3 = 1,352.40 \div 1,353$ （ロール）

ク 毛布類

想定避難者数×1枚

$11,270 \times 1 = 11,270$ （枚）

ケ マスク

想定避難者数×2枚×3日分

$11,270 \times 2 \times 3 = 67,620$ （枚）

コ 手指消毒液

想定避難者数×10回×3ml×3日分

$11,270 \times 10 \times 3 \times 3 = 1,014,300$ （ml）

③その他

ア ベッド類

想定避難者数×（要介護3以上の割合＋身体障害者手帳所持者（肢体不自由）数の割合）×1台

$11,270 \times (0.0134 + 0.0237) \times 1 = 418.12 \div 419$ （台）

※要介護3以上認定者の人口に占める割合：1.34%

※「肢体不自由」の種別で身体障害者手帳所持者の人口に占める割合：
2.37%

イ パーティション類

$$\begin{aligned} & \text{想定避難者数} \div \text{人口} \times \text{世帯数} \times (\text{乳幼児 (0~2 歳) の割合} + 65 \text{ 歳以上の割合}) \\ & \times 1 \text{ 台} + \text{指定避難所数} \times 2 \text{ 台} \\ & 11,270 / 225,391 \times 105,653 \times (0.0189 + 0.2968) \times 1 + 112 \times 2 = 1,891.80 \\ & \div 1,892 \text{ (台)} \end{aligned}$$

(3) 資機材等

炊事用具、寝具、発電機等などの備蓄目標を設定しない資機材等に関しても、備蓄状況の把握に努める。

5. 物資の保管、維持管理や輸送

(1) 物資の保管、維持管理

①拠点備蓄倉庫

佐賀市は、市内の拠点備蓄倉庫を市内物資流通のハブ拠点として位置付け、国・県・協定事業者から搬入される支援物資を集積・仕分・再配分する中継拠点とする。

「広域物資輸送拠点（SAGA アリーナ）→市内拠点→避難所」という三層物流構造を基本とし、発災直後から避難所へ確実に物資が届く動線を構築する。

②備蓄倉庫の維持管理

拠点備蓄倉庫については、平時から保管環境（温度・湿度・衛生）に配慮し、災害時に即時稼働できるよう、事前指定・資機材配置を実施する。

また、ラストマイル配送訓練等を通じ、常時起動可能な物流拠点として維持する。

③物資の更新及び管理体制

食料・水・衛生用品・簡易トイレ・医療品・燃料等の対象物資について、在庫管理システムを用いて数量・期限・配置状況を常時把握する。

また、備蓄量について、年1回以上の公表を行う。

(2) 物資の輸送

①対象物資

対象物資は、食料、飲料水、毛布、衛生用品、簡易トイレ、医療品、燃料、通信資機材などとし、高齢者・乳幼児・アレルギー対応などの物資を含むものとする。

②物資の受入れと輸送体制

機能	担当
物資の受入れ・集約	市民生活対策部（庶務班・税務班）
避難所への輸送	総務対策部（経理班）

※「担当」は、佐賀市地域防災計画に準じる。

③協力体制

輸送・配布体制は、「国・県」「物流事業者」「指定公共機関」「自衛隊」「ボランティア団体」「自主防災組織」等と連携し、民間物流リソースを最大限活用する多主体連携型輸送体制として構築する。

また、物流専門家の配置や事前協定により、発災直後からの即応輸送を可能とする。

(別紙)

◆流通備蓄に関する協定一覧（一般）

協定等名	内容	協定先
災害発生時におけるLPガス等提供協力に関する協定	LPガス供給設備 配送車両 炊事用具一式の貸与及び設置	佐賀県LPガス協会佐賀東部支部 佐賀県LPガス協会佐賀西部支部 佐賀県LPガス協会佐賀南部支部 佐賀県LPガス協会佐賀北部支部 佐賀県LPガス協会佐賀中部支部
災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定	物資提供	(株)イズミ
災害時における救援物資等の供給に関する協定	物資提供	イオン九州(株) イオンスーパーセンター佐賀店
災害時における物資の調達及び供給に関する協定	物資提供	(株)グッデイ
災害時における天幕等資機材の供給に関する協定	物資提供	太陽工業(株)
災害時における食料・生活必需品の緊急調達及び供給等の協力に関する協定	物資提供	(株)ミスターマックス・ホールディングス
災害時における物資供給に関する協定	物資提供	(株)ナフコ
災害時における物資(ユニットハウス等)供給に関する協定	物資提供	三協フロンテア(株)
災害時における物資供給に関する協定	物資提供	(株)サガシキ
災害時における避難所用簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定	物資提供	特定非営利活動法人ボランティア・アーキテツ・ネットワーク
災害時における物資供給に関する協定	物資提供	大東建託(株)

(別紙)

◆流通備蓄に関する協定一覧（数量把握）

協定等名	内容	協定先
災害時における物資等供給に関する協定	物資（食料）提供 菓子（丸ぼうろ） 20,000 個	大坪製菓（株）

◆災害相互支援、災害協力に関する協定一覧

協定等名	内容	協定先
災害時等における支援協力に関する協定	物資提供	公益社団法人C i v i c F o r c e
九州市長会における災害時の相互支援体制について	物資提供	九州市長会加盟市
佐賀県・市町災害時相互応援協定	物資提供 医療・救護・防疫資機材の提供	佐賀県 佐賀県内市町

◆支援自販機

協定等名	内容	協定先
災害対応型自動販売機設置運用に関する協定	自販機の設置（10 箇所） 飲料水の提供 備蓄水の提供（12,000ℓ）	佐賀富士ベンディング（株）
災害対応型自動販売機の設置等に関する協定	自販機の設置 飲料水の提供 備蓄水の提供（1,296ℓ/年）	コカ・コーラ ボトラーズ ジャパン（株）